

九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくり

に係る民間サウンディング実施要領

1 実施概要

(1) 目的

福岡市、九州大学、都市再生機構では、九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくり（以下「本事業」という。）の公募に向け、まちづくりに求める条件の検討を行っております。

検討にあたっては、ランドデザインの実現に向け、民間事業者からの意見や提案を参考とするため、民間サウンディング（以下「本サウンディング」という。）を実施しています。

本サウンディングでは、民間事業者から具体的な意見をいただき、今後の事業者公募に役立てることとしています。

(2) 実施方法

本サウンディングでは、参加申し込みをしていただいた民間事業者のうち、希望される方と個別にヒアリングを実施することを予定しています。

ヒアリングにあたっては、オンラインや対面で実施することを予定しています。

(3) 参加対象者及び参加条件

九州大学箱崎キャンパス跡地のまちづくりに関心と意欲を有する法人

※ 複数の法人で構成するグループでの参加も可としますが、窓口となる企業を決め、当該企業が申込みを行ってください。

(4) 意見や提案を募集する主な項目

- ・スマートサービスに関すること
- ・都市機能に関すること
- ・都市空間に関すること
- ・まちづくりマネジメントに関すること
- ・新型コロナ危機を踏まえた新しい取組み 等

2 留意事項

(1) 本サウンディングで使用する資料は検討中のものであり、今後予告なく変更する可能性があります。

(2) いただいた意見や提案は、本事業の事業者公募の条件を検討する際の参考とさせていただきます。また、本サウンディングにおける参加の有無及び意見内容は、事業者選定プロセスには一切無関係であり、本サウンディングでの意見や提案の内容が法的拘束力をもつことはありません。

- (3) 本サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- (4) 必要に応じて、全部又は一部の参加者に対して追加ヒアリング（文書照会を含む。）を行うことがあります。
- (5) 使用する資料は、本サウンディングに関わる検討以外の目的で使用してはなりません。
また、参加者はサウンディング資料及び知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。
- (6) 本サウンディングは非公開で行いますが、実施結果については、概要をホームページや福岡市、九州大学、都市再生機構が作成する資料等で公表する場合があります。なお、個別の企業名や意見の詳細等は公表しないこととします。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「本条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員ではない事業者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のない事業者、若しくは、本条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではないこと。
- (8) 本サウンディングの実施に関して使用する言語は日本語とする。

3 サウンディングに関する問合せ

福岡市住宅都市局九大まちづくり推進部計画調整課
住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号
電話：092-711-4358
FAX：092-733-5909
E-mail：keikakuchosei.HUPB@city.fukuoka.lg.jp